平成20年
November
11月号

広報かもしま

No.979

写真

『鹿島市文化祭』にお越しください！

１１月１日から３日にかけて『鹿島市文化祭』が開催されます。

第４０回を迎える今年は、エイブルや市民会館などで、書道、写真、絵画、生け花などの展示や少年の夢発表会、各文化団体の皆さんによる音楽、舞踊、吟詠の舞台発表など皆さんのこの一年間の活動の成果が披露されます。

（※謡曲は２日（日）に吉田能舞台会場（乙丸）で、川柳は８日（土）に田中　嘉　宅（城内）で披露されます。なお、短歌・俳句については10月26日に開催されました。）

皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひお出かけください。

（※写真は昨年の開催されたときのものです。）

鹿島市	人口	世帯数	対前月比	
	32,035人	10,551世帯	－1人	－5世帯
鹿島	14,344人	5,108世帯	－7人	－10世帯
能古見	3,935人	1,168世帯	＋4人	＋3世帯
古枝	3,288人	1,004世帯	＋2人	±0世帯
浜	3,313人	1,059世帯	＋12人	±0世帯
北鹿島	3,789人	1,223世帯	－8人	＋3世帯
七浦	3,366人	989世帯	－4人	－1世帯
男	15,038人		±0人	
女	16,997人		－1人	

平成２０年９月３０日現在

市の木　きんもくせい　市の花　さくら

～主な内容～

子どもの集団生活の第一歩……２～４
みんなの安心介護保険　ほか……５
あなたも農業を始めてみませんか　ほか……６
佐賀県最低賃金が改正されました　ほか……７
有明佐賀空港がますます便利になりました　ほか……８
ゆーゆん物産まつり　ほか……９
こんなときこのひとこと　ほか……10
11月20日・21日は燃えるごみの収集ができません　ほか……11
トピックス……12
情報掲示板……13～20
健康ひろば……21
くらしの情報……22

子どもの集団生活の第一歩 ～保育所編～

保育所は、児童福祉法に基づく『福祉施設』であり、家庭での保育ができない子どもを預かり、家庭保育の一部を代行します。
幼稚園は、学校教育法に基づく『教育施設』であり、『教育課程』に基づく教育が受けられます。
保育所と幼稚園はそれぞれの役割を持って子どもを受け入れています。４ページの『幼稚園編』もご参考に、保育所と幼稚園の役割をご理解ください。

☆保育所ってなぁに？
家庭で保育ができない子どもを預かって、家庭保育の一部を代行する福祉施設です。

☆入所資格は？
小学校入学前の子どものうち、保護者（同居の親族）が次のいずれかの事情にある子どもが入所できます。
①昼間自宅外で仕事をしている
②自宅で家事以外の仕事をしている
③産前２ヵ月から産後２ヵ月以内である
④病気やケガをしているか心身に障害がある
⑤同居等の親族を常時介護している
⑥災害などの復旧にあたっている
⑦その他①～⑥と同様の状態にある

☆申込方法は？
平成２１年４月からの新規入所と継続入所の受け付けを、１１月下旬から始めます。

【新規入所受付日程】

月　日	時　間	ところ
12月１日（月）～ 平成21年１月30日（金） （第１次締切）	９時～17時	市役所１階 福祉事務所窓口

【夜間受付日程】

月　日	時　間	ところ
12月1日（月）、2日（火）	18時～20時	市役所１階 福祉事務所窓口

■持ってくるもの
保育料を口座振替する通帳とその印鑑

【継続入所及びその兄弟姉妹の入所受付】
現在保育所に入所中の園児及び兄弟姉妹は、**１１月１７日（月）～２７日（木）**の間、各入所保育所でお迎えの時間に行います。日程については次ページの保育所の紹介のとおりです。紹介にない保育所については、新規入所受付日に福祉事務所で行います。
※なお、急に入所の必要が出た人は、月初め入所ですので、早めに福祉事務所までご相談ください。ただし、保育所によっては定員超過等のため、中途入所ができないところがあります。

☆入所の決定方法は？
申込理由（保育ができない理由）を総合的に入所資格に準じて判断し、入所の決定を２月に行います。
また、同一保育所に定員以上の入所希望があった場合は、次の優先順位に従って決定します。希望する保育所に入所できなかった場合は他の保育所に変更することができます。

【優先順位】
①在園児の継続入所又は再入所
②在園児の兄弟姉妹
③母子・父子家庭の世帯
④保育所が所在する地区に住んでいる子ども
⑤送迎に困難な世帯
⑥市内在住の子ども
⑦上記の他に理由があり、承諾せざるを得ない場合

☆保育料はどのようにして決まるの？
毎月の保育料は、扶養義務者（主に父母又は家計の主宰者）の前年分の所得税額（国税）を合計した額で算定されます。所得税の課税がない場合は、前年度の住民税（市民税）で算出されます。子どもの年齢は、４月１日現在の年齢（５月以降に入所された時は入所月の初日現在の年齢）で算出し、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。保育料の決定は、４月に行います。（後日、見直し調査もあります。）
また、兄弟姉妹で同時入所した場合や幼稚園と保育所に同時入所した場合は、第２子半額、第３子以降は無料となります。なお、保育料に関する個別相談は、福祉事務所でのみ受け付けます。

☆保育時間は？
原則として８時から１７時までの９時間ですが、保護者の仕事の都合により７時ごろから１９時ごろまで、すべての保育所で延長保育事業を実施しています。

☆保育内容は？

厚生労働省が定めた保育指針を各保育所の保育方針に従って指導・展開されています。

内容は、健康、安全で情緒の安定した環境を用意し、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』の５領域に情操教育を含め、園児の年齢に沿って実施しています。

☆特別な保育サービス

保育所では、利用者の要望に応えるため、全保育所で次のサービスを実施しています。保育所によってそのサービスは異なりますので、事前に福祉事務所までお問い合わせください。

【障害児保育】

集団保育が可能で、日々通所できる障害児を預かっています。

【一時保育】

日頃は家庭で保育している小学校入学前の子どもが対象です。保護者が、病気や短期労働、社会文化活動への参加など、一時的に保育ができなくなった場合に保護者に代わって子どもを８時～１７時まで保育所で保育する事業です。月に１３日（週３回程度）を上限に利用できます。

一時保育を利用する時は、早めに保育所に連絡をしてください。ただし、保育所の都合により預けられない場合があります。

利用料は、１回４時間以上２,０００円、４時間未満１,０００円です。ただし、１度に３歳児以上の兄弟姉妹が２人以上利用する場合には２人目から半額となります。また、保育所によっては別途昼食代が必要となります。希望する保育所へ直接お申し込みください。

問合先　福祉事務所社会福祉係　☎（６３）２１１９

◎保育所の紹介

保育所名	定員（人）	開所時間（延長保育時間含む）	住所（部落）	電話	一時保育	出張受付日（時間 15：30～18：30）
若草	８０	７時30分～19時	下古枝	（６２）２８３４	○	１１月１７日（月）
能古見	４５	７時15分～18時45分	東三河内	（６３）３３１５	○	１１月１７日（月）
みどり	１００	７時30分～19時	中村	（６２）２５８０	○	１１月１８日（火）
ことじ	９０	７時15分～18時45分	若殿分	（６３）１３３５	○	１１月１８日（火）
アソカ	１２０	７時～19時	東町	（６２）２３７９	○	１１月１９日（水）
七浦	４５	７時～18時30分	東塩屋	（６３）１４０１	○	１１月１９日（水）
誕生院	１２０	７時～19時	行成	（６２）０８１０	○	１１月２０日（木）
めぐみ	８０	７時～18時30分	井手	（６３）４４５０	○	１１月２０日（木）
海童	１２０	７時～19時	八宿	（６２）０６２７	○	１１月２１日（金）
飯田	４５	７時～18時30分	飯田	（６２）８９４９	○	１１月２１日（金）
共生	９０	７時～19時	野畠	（６３）５０６２	○	１１月２５日（火）
おとなり	３０	７時30分～19時	音成	（６２）８３１３	○	１１月２５日（火）
鹿島	６０	７時30分～19時	小舟津	（６２）３４８４	○	１１月２６日（水）
旭ヶ岡	９０	７時～19時	高津原	（６３）０１９５	○	１１月２６日（水）
ルンビニ	８０	７時～19時	嬉野市	（６６）２４３０	○	１１月２７日（木）

※福祉事務所に各保育所のパンフレットを備え付けています。

鹿島市ホームページの『幼稚園・保育所』でも詳しい情報がご覧になれます。http://www.city.kashima.saga.jp/

～何かの記念に桜の木の植樹はいかがですか？～

毎年、春のお花見の季節になるとたくさんの人でにぎわう旭ヶ岡公園は、かつては、１目５千本と言われ『全国８大桜名所』のひとつに選ばれました。

私たち鹿島市桜樹保存会は、昭和60年に旭ヶ岡公園の桜の保存と育成を目的に発足しました。

今日まで、市内に約400本の桜を植樹し、また昨年からは、桜の生育調査を行い、より良い桜の環境づくりを目指しています。

毎年、春先には植樹祭を開催しており、今回も、来年の２月に、旭ヶ岡公園での植樹祭を予定しています。　皆さんも何かの記念に桜の木の植樹はいかがですか？　現在、当保存会では、皆さんからの植樹のための寄付を募集しています。市民の皆さんのあたたかいご支援をよろしくお願いします！

問合先　鹿島市桜樹保存会事務局（鹿島青年会議所内）
☎（６２）５６５６
✉ kashima-sakura@star.saganet.ne.jp
http://www2.saganet.ne.jp/kashima-sakura

子どもの集団生活の第一歩 ～幼稚園編～

幼稚園は、学校教育法に基づく『教育施設』です。『教育課程』に基づいた教育が受けられます。
保育所は児童福祉法に基づく『福祉施設』であり、家庭で保育ができない子どもを預かり家庭保育の一部を代行します。
幼稚園と保育所はそれぞれに役割を持って子どもを受け入れています。

☆幼稚園ってなぁに？

子どもに適切な環境を与え、心身の発達を助長する教育施設（学校）です。教育要領にのっとり、充実した幼児教育を実施します。

☆募集対象は？

平成２１年４月１日現在で、満３歳になる子どもから対象になります。（なお、満２歳の子どもから子育て支援制度による預かりを実施しています。）
また、学区がありませんので、どの幼稚園にも申し込みができます。

☆申し込み方法は？

入園説明会や園内見学を通して、各園の『教育方針』『入園料・保育料』を確認し、自分の子どもに合った幼稚園を選び、直接申し込んでください。**現在、来年度の園児募集を行っています。**

☆教育・保育時間は？

幼児期の『健全な心と体の発達』の観点から４時間が理想的な教育時間であり、子どもが快適に過ごせる時間といえます。また、子育て支援の見地から、長時間預かりも実施しています。（実施時間は幼稚園によって異なります。）

☆教育内容は？

文部科学省の教育要領や県が定める教育課程をそれぞれの幼稚園の教育方針に従って指導・展開されています。遊びを中心とした生活を通じて、身の回りの人や物と関わりながら、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』の５領域に情操教育を含め、バランスのとれた教育を実施しています。

☆費用は？

入園料と毎月の保育料などが必要です。金額は、園によって異なります。
保育料については、保護者の所得（市民税額）に応じ、**就園奨励費補助金**が国と市から交付され、保護者負担を軽減する制度があります。また、第２子、第３子については、補助金額が増額され、保護者負担が更に軽減されます。（ただし、所得制限により、該当しない場合もあります。）

☆課外教室

英会話や音楽、体育などをもっと学びたい子どもには、課外教室を実施しています。（希望者のみ、別途費用がかかります）。実施内容は園によって異なります。

☆預かり保育

希望者には、『預かり保育』も実施しています。また、夏休みや冬休みなどもありますが、この期間も『預かり保育』を実施しています。

☆園庭開放

子育て支援の一環として、未就園児の親子のふれあいの場を提供しています。

★費用や課外教室、預かり保育、園庭開放などについて詳しいことは、直接各幼稚園にお問い合わせください。また、幼稚園の制度に関するお問い合わせは市教育委員会庶務課　☎（６３）２１０３ まで。

幼稚園名	定員（人）	住所 / 電話	保育時間 / 預かり保育時間	園内見学日	その他（各幼稚園から一言）
明朗幼稚園	１２０	中牟田 / （６２）３６４５	７時～14時15分 / 14時15分～18時30分	いつでもどうぞ	詳細はホームページをご覧ください。http://blogs.yahoo.co.jp/meirougaku80
鹿島カトリック幼稚園	１３０	執行分 / （６２）３０５２	８時～15時 / 15時～17時30分	いつでもどうぞ	いつでも遊びにきてください。

カナン幼稚園　☎（６３）２３９８ は、現在休園中です。

みんなの　あんしん
介護保険

地域密着型サービスの種類

高齢者が住みなれた地域で生活を送れるように、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり支援します。要介護１～５、要支援１・２の人のために、地域の実情に合わせ、以下のような地域密着型サービスが行われます。

サービスの種類	サービスの内容
【複合的なサービス】 小規模多機能型居宅介護 （介護予防含む）	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問・短期間の宿泊などを組み合わせて食事・入浴などの介護や支援が受けられます。
【日帰りのサービス】 認知症対応型通所介護 （介護予防含む）	認知症の高齢者の人が食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を日帰りで受けられます。
【グループホーム】 認知症対応型共同生活介護 （介護予防含む） （要支援１の人は利用できません）	認知症の高齢者の人が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援・機能訓練が受けられます。
【小規模施設サービス】 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （要支援1･2の人は利用できません。）	常に介護が必要で、自宅では介護ができない人を対象として、定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
【小規模施設サービス】 地域密着型特定施設入居者生活介護 （要支援1･2の人は利用できません。）	定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

介護保険料納付日のお知らせ

納付日	納付書払いの納期限	口座振替の口座引落日
６期（11月）	１２月１日(月)	１１月２８日(金)

11月の保険料の納付日は左記とおりとなりますので、お忘れのないようにお願いします。
なお、口座振替の人は口座の預金残高の確認をお願いします。

問合先　杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所　☎(６９)８２２２　http://www.kitou-web.jp/kaigo/
市保険健康課長寿社会係　☎(６３)２１２０

裁判員制度

～裁判員候補者名簿記載通知がお手元に届きます～

来年の５月２１日から裁判員制度が始まります。

11月上旬ごろまでに裁判員候補者名簿を作成

地方裁判所では、裁判員裁判の実施に向けて、１１月上旬ごろまでに平成２１年分の裁判員候補者名簿を作成します。

11月下旬から12月上旬ころまでに調査票とともに名簿記載通知書を送付

裁判員候補者名簿に載った人には、１１月下旬から１２月上旬ごろまでに名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知書）をお送りします。この通知は、翌年裁判員を選任するための手続きを行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ（呼出状）が届く可能性があることを事前にお伝えするものです。

また、裁判員候補者名簿に載った人には、この名簿記載通知のほか、裁判員になることができない職業に就いているかや辞退事由があるかなどをお尋ねする調査票をお送りします。 この調査票に記入、返送していただき、明らかに裁判員になることができない人や１年を通じて辞退事由が認められる人には、裁判所にお越しいただくためのお知らせ（呼出状）が届くことはありません。調査票への記入・返送にご協力ください。

問合先　佐賀地方裁判所　裁判員係
☎０９５２(２３)３１６１(内線２２９・２３８)

11月は『新規就農の推進強化月間』です

あなたも農業を始めてみませんか

１１月は新規就農の推進強化月間として相談会や研修会を開催します。

これから本格的に農業を始めようという人はもちろん、農業に興味があり、将来農業を始めたいとお考えの皆様の参加をお待ちしています。

『佐賀県新規就農相談会』

（『農』と『食』のふれあいまつり　新規就農相談コーナー）

と　き　11月14日（金）～15日（土）

ところ　農業試験研究センター（佐賀市川副町南里）

『新規就農希望者養成講座』

と　き　11月下旬（平日７日間程度）

ところ　佐賀県農業大学校（佐賀市川副町南里）

内　容　農業を始めるための基礎講座と現地研修（いちご・小ねぎ・アスパラガス）

定　員　10人程度（参加無料）

就農相談員による『出前就農相談』

退職予定者説明会などでの出前相談を希望される企業、団体からのお問い合わせをお待ちしています。『第２の人生を農業で』とお考えへの人への情報提供や相談に専門の就農相談員が応じます。

※詳しくは、下記まで、お問い合わせになるか、佐賀県のホームページをご覧ください。

問合先

藤津農業改良普及センター	☎０９５４（６２）５２２１
佐賀県農業大学校	☎０９５２（４５）２１４４
(財)佐賀県青年農業者育成センター	☎０９５２（２５）７１０６
佐賀県農産課女性担当	☎０９５２（２５）７１１８

※家庭菜園等の栽培相談や研修会でありませんのでご留意ください。

住民票の写しや戸籍謄本など各種証明書請求の際に
本人確認のための書類が必要となりました

法改正により、平成２０年５月１日から住民票の写しや戸籍謄本などの各種証明書請求の際に、本人確認のための運転免許証や住民基本台帳カードなどを提示していただくことになりました。

個人情報を保護し、なりすましなどによる不正な証明書取得を防止するための本人確認ですので、市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎本人確認の対象となる証明書

◆住民票の写し（除票も含む）
　住民票記載事項証明書など
◆戸籍（除籍）謄・抄本、附票など
◆税務諸証明書

※印鑑証明書は本人確認は必要ありませんので、従来どおり印鑑登録証をお持ちください。

◎本人確認書類（A・Bどちらかが必要です。）
Aは１枚提示　　Bは複数枚（２枚以上）提示

A	運転免許証、パスポート 住民基本台帳カード（写真あり） 外国人登録証、運転経歴証明書など 官公署発行の免許証、許可証、資格証明証などで写真が貼付されているもの
B	各種健康保険被保険者証、介護保険被保険者証 各種年金手帳、公的年金証書 住民基本台帳カード（写真なし）、社員証 独立行政法人の身分証明書、預金通帳など

※提示いただいた身分証明書は番号を控えたり、写しを取らせていただきますのでご了承ください。
※窓口で本人確認のため質問をすることがありますので、ご了承ください。

問合先　市民課　☎（６３）２１１７

杵藤地域産業保健センター
無料健康相談・健康講話のご利用を！

杵藤地域産業保健センターでは、産業医選任義務のない労働者５０人未満の事業所を対象に、実際に事業所を訪問して健康管理のアドバイスを行い、健康に関する皆さんの相談をお受けしています。

訪問アドバイスや相談は無料でお受けし、相談内容などの秘密は守ります。お気軽にご利用ください。

【事業所の訪問】

医師や保健師等が事業所を訪問し、健康管理等をアドバイスします。

【健康相談】

健康診断の結果が気になる人や従業員の健康管理に関する相談等に対し、医師や保健師がお話を伺います。

と　き　（健康相談）　毎月第２・４火曜日
（過重労働相談）　奇数月の第1火曜日
時　間　10時～12時
ところ　鹿島藤津地区医師会
申　込　ご希望に応じて行います。
事前に申し込みください。
問合先　杵藤地域産業保健センター
（鹿島藤津地区医師会事務局）
☎（６３）３９６９

佐賀県（地域別）最低賃金が改正されました

佐賀県内の使用者は、これらの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、臨時工・パートタイマー・アルバイトにも適用されます。

最低賃金の種類	最低賃金額	
	１時間	発効日
佐賀県（地域別）最低賃金	**628円**	**平成20年10月25日**

※最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、『賞与などの臨時の賃金』『休日・時間外などの割増賃金』『精皆勤手当』『通勤手当（交通費）』及び『家族手当』は対象になりません。

★産業別最低賃金のうち、一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係最低賃金については、改正審議中です。

なお、陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（時間額 626 円）は改正されず、佐賀県最低賃金を下回ることになりますので、**陶磁器・同関連製品製造業につきましては、佐賀県最低賃金が適用になります。**

ご注意ください。

問合先　佐賀労働局労働基準部賃金室
☎０９５２（３２）７１７９

～市民図書館からのお知らせ～

読み語りボランティア研修会のお知らせ

佐賀県では来年１月にかけて読書の楽しさや大切さを伝えることを目的に『読書フェスティバル ｉｎ ＳＡＧＡ』が開催されます。 その地域イベントとして、図書館では11・12・１月に読み語りボランティアの研修会、１月に児童文学作家の宮西達也氏を招いての講演会を行う予定です。

11月は、講師に佐賀女子短期大学の白根恵子先生をお招きし、読み語りに関する話をしていただきます。興味のある人はどなたでもお気軽にご参加ください。参加費は無料です。（研修会については申込みが必要です。）

と　き　11月23日（日）　14時～
ところ　エイブル２階音楽スタジオ
定　員　25人
※12月以降の予定に関しては詳細が決まり次第お知らせします。
申込・問合せ　市民図書館
☎（６３）４３４３

『赤ちゃん向けおはなし会』

今年４月から始めている図書館の**赤ちゃん向けおはなし会の名前が『あんころもち』に決まりました！**

絵本を通じて赤ちゃんとゆっくりふれ合うひとときを過ごしてみませんか。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

※11月からは曜日と時間が変更になります。

と　き　毎週火曜日　午後２時～
（10分～15分程度）
ところ　図書館おはなしのへや
内　容
図書館スタッフによる絵本の読み聞かせと紹介、手遊びなど
対象者　０歳～１歳の赤ちゃんと保護者
参加料　無料
問合せ　市民図書館
☎（６３）４３４３

『秋のウォークラリー』

町のあちこちにある『ある物』を大きく撮った写真をヒントに、それが何であるか、それはどこにあるのか、探し出すラリー。探し物をしているうちに、史跡めぐりもできるよ。

小学生の皆さん、親子や友達同士で挑戦してみませんか？
（もちろん一人でも参加できます）

と　き　11月８日（土）
９時30分～12時30分
集合場所　エイブルエントランスロビー
申込先　市民図書館
☎（６３）４３４３

ますます便利に！
有明佐賀空港 東京路線増便！

１１月から東京路線が１日４往復に増便！

◆午後の出発でも有明佐賀空港から東京へ

昼間の時間帯に増便したので、午後から東京に出発する場合でも有明佐賀空港を利用できるようになりました。

◆東京からの帰りにちょうどいい

東京でのお仕事や観光の翌日に佐賀に帰る場合でも、羽田正午発の便ができたので、余裕を持って羽田空港へ行き、午後の早い時間には佐賀に着くことができるようになりました。

北部九州３空港（佐賀・福岡・北九州）相互利用できます

◆有明佐賀空港への予約変更も簡単で、手数料もかかりません。

予約変更可能な航空券であれば、福岡空港の便を予約されていた人でも、東京や大阪での仕事が早く終わった場合に、当日でも電話やインターネットで有明佐賀空港行きの航空券に簡単に変更することができるので便利です。手数料もかかりません。

◆行きと帰りの空港が違っても往復運賃で利用できます。

北部九州３空港（佐賀、福岡、北九州）と羽田空港、伊丹空港の路線は、行きと帰りが違う空港でも往復運賃で利用できるようになりました。

リムジンタクシー（乗合）がますます便利に！！

◆リムジンタクシーを使えばもっと便利に

今年からリムジンタクシーが運行しています。行きと帰りで異なる空港を使う場合（例えば、行きは有明佐賀空港、帰りは福岡空港）でも、リムジンタクシーを利用すれば、空港まで自家用車を取りに行く必要はありませんので、お気軽に有明佐賀空港をご利用いただけます。

主な乗降場所は、肥前鹿島駅、鹿島市役所前、祐徳稲荷神社前、道の駅鹿島になっていますので、最寄りの乗降場所からご利用ください。

★リムジンタクシー（乗合）★

運　賃　大　人：片道１,５００円
小　人（満12歳未満）：
運賃は大人運賃の半額

予約・問合先　再耕庵タクシー
☎（６２）２１７１

※全発着便に対応
【ご利用の前日17時までの予約をお願いします。】

～11月の運航ダイヤ～

東京便　（※赤字が新しい便です。）

【佐賀】		【東京】	【東京】		【佐賀】
６：５０		８：２０	７：３５		９：３５
１０：１０	▶	１１：４０	１２：００	▶	１４：００
１４：３５		１６：０５	１６：２５		１８：２５
１９：００		２０：３０	１８：２０		２０：２０

大阪便

【佐賀】		【大阪】	【大阪】		【佐賀】
９：２０	▶	１０：３０	７：２５	▶	８：５０
１７：２０		１８：３０	１５：２５		１６：５０

問合先　県空港・交通課　☎０９５２（２５）７１０４

２００８年のクリスマス！あなたも素敵な出会いをしてみませんか？

ドリームキャッチ１２
『クリスマスパーティー』参加者募集！

と　き　１２月１３日（土）　１９時～
ところ　武雄センチュリーホテル『平安の間』
対象者　２５歳～４０歳ぐらいまでの独身男性及び女性
（男性は杵藤地区広域圏内に在住・勤務する人に限ります。）

定　員　男女各４０人（先着順）
参加費　男性　4,000円　女性 2,000円
申込方法　市役所３階企画課窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、持参もしくは郵送・ＦＡＸで送付してください。※申込書は、下記ホームページからもダウンロードできます。
申込締切　11月21日（金）15時（定員になり次第締め切り）
申込先　〒843－0023　武雄市武雄町大字昭和1－2
杵藤地区広域市町村圏組合事務局総務課
☎０９５４（２３）５１４２
FAX０９５４（２３）５１４３
http://www.kitou-web.jp

第20回 ゆ～ゆん物産まつり

『ゆ～ゆん』とは鹿島弁で“全部、すべて”という意味で鹿島のことは何でも全部紹介しようということから始まった『ゆ～ゆん物産まつり』。

今年のテーマ（目的）は、“地域間交流”。ということで、お隣の長崎県大村市、佐賀県太良町にも参加を呼びかけ、地域のこと、特産品のこと“ゆ～ゆん”ご紹介します。これまで知らなかったこと、見つけてみませんか。どうぞ、みなさまのご来場を心よりお待ちしております。

と　き　１１月３０日(日)　１０時～１５時　少雨決行・荒天中止
ところ　鹿島市中木庭ダム　丸木庭広場特設会場
問合先　鹿島商工会議所青年部事務局　☎(６３)３２３１

イベントプログラム

１０:００	開始
１０:３０	食(しょック)トライアスロン
１１:００	保育園園児による演芸披露
１２:００	抽選会（午前の部）
１３:００	ストリートミュージシャンライブ ○×クイズ大会
１４:３０	抽選会（午後の部）
１５:００	終了

イベント紹介

クレーンゲーム

チビッコ限定　取れそうで取れないこのクレーンゲームで豪華賞品をゲットしましょう。

スタンプラリー

中木庭ダム湖周囲（約４ｋｍ）を歩いて集めようスタンプ。全部集めたら・・・・・何があるかご期待ください。

抽選会　鹿島ＹＥＧ恒例

今年も豪華賞品を準備中！抽選券をもって集まれ！

女(ひと)と男(ひと)が輝くまち 鹿島をめざして

講談で語る　ワーク・ライフ・バランス

講談師　宝井(たからい)　琴桜(きんおう)

と　き　平成21年1月29日(木) 19時
30日(金) 13時30分
ところ　エイブルホール
入場料　無　料

～女性が変わる、男性も変わる、社会が変わる～

言葉だけではなかなか理解しづらいワーク・ライフ・バランスを講談でわかりやすく解説します。

問合先　エイブル生涯学習課女性係
☎(６３)２１２５　ＦＡＸ(６３)３４２４

ワーク・ライフ・バランスとは（仕事と生活の調和）

『仕事』『家庭』『地域・個人の生活』を自分の希望するバランスで実現できることです。

『仕事と生活の調和』の意識の変化

内閣府男女共同参画局の調査によると、『仕事を優先したい・現実に優先している』人の割合は減少しています。特に男性では、『家庭生活を優先したい・現実に優先している』人の割合は、増加しており、『仕事優先』から『家庭生活優先』へ意識が変化してきたことがわかりました。
（内閣府発行『共同参画９月号』より）

トゥリーサ先生の こんなとき、このひとこと No.36

トゥリーサ先生

今月のキーフレーズ
～ rain on your (the) parade ～
（つまらなくする、台無しにする）

今月、トゥリーサ先生に紹介していただくキーフレーズは、誰かの時間をつまらなくする、台無しにするという時に用いる表現『**rain on your (the) parade**』です。

①パーティーを計画したのに、一番の友人が来られなかった時

A: Hey,Jane!　Are you still coming to my birthday party?

B: Aw man, I'm so sorry! I hate to **rain on your parade** - but I won't be able to make it.

A：ねぇ、ジェーン！　私のバースデーパーティには来るよね？

B：あ～、ごめんね・・・・**がっかりさせる**の嫌なんだけど私、行けないよ・・・

②誰かが楽しんでいるといつも邪魔をする人

A: What is that noise? Turn it off or I'll tell mom!

B: Leave us alone! Why do you always have to **rain on the parade**!

A：なんて音なの？消してよ。さもないとママに言うわよ

B：ほっといてよ！！　どうしていつも**台無しにする**のよ～！！

138

学校だより

第５７回 赤門祭

◇鹿島高等学校◇

前期生徒会は19人全員の力を合わせて７月中旬から赤門祭の企画・準備を行ってきました。フォークダンスの振り付け決め、体育大会の道具の準備、売店の準備など、最初はしなければならないことが多すぎて何をしたらよいかわかりませんでした。でも、その日にしなければならないことを決めて一つずつ実行してきました。　文化祭については、赤門祭式典の最初に披露する学校生活の様々な場面を撮影した『オープニング』の作成に力をいれ、赤門祭にふさわしいものを作り上げることができました。体育祭では、３年の団長、リーダーの皆さんが創意工夫を凝らした個性あふれる応援合戦が、私達生徒だけでなく会場の皆さんにこの上ない感動を与えてくれました。また、フォークダンスについても生徒の皆さんが協力してくれたことと、団長や、リーダーが各軍を盛り上げてくれたことで、楽しく大成功だったと思います。　生徒会みんなにとって今年の夏は、とても大変でしたが19人の力を合わせて『赤門祭をやり遂げた』という充実感でいっぱいです。また、赤門祭が成功できたのも全校生徒の皆さん、協力していただいた先生方、保護者や地域の皆さんのおかげです。ありがとうございました！！　　～H20 前期生徒会より～

このゴミどの袋 No. 78

携帯電話には貴重な資源がいっぱい！ 処分の際は携帯電話会社へ！

ご自宅に使用済みの携帯電話が眠っているという人、意外と多いと思います。携帯電話にはチタンやパラジウム、金など『レアメタル』と言われる希少価値の高い金属が使われています。

携帯電話や家電から回収できるレアメタルの量は、鉱山から取れる量と比べはるかに効率がよいため、これらの電子機器を総称して『都市鉱山』と呼ばれるほどです。

ところが、ここ数年携帯電話の回収率が落ち込み、レアメタルの回収も思うように進んでいないのが実情です。

携帯電話はそれぞれの携帯電話会社が無料で回収をおこなっています。資源の有効活用のために、家庭に眠っている携帯電話を処分する際は鹿島市のごみとしてではなく、携帯電話会社への引渡しをしていただくようお願いします。

問合先　環境下水道課ふるさと美化係
☎（６３）３４１６

１１月 20 日（木）１１月 21 日（金）は『燃えるごみ』の収集ができません

施設の総点検のため、杵藤クリーンセンターは操業を停止します。

そのため、11月20日（木）、21日（金）は、燃えるごみの収集ができませんので、**燃えるごみを絶対にステーションに出さない**でください。各家庭で保管をお願いします。

なお、燃えるごみ以外のごみの収集は通常どおり行います。皆さんのご協力をお願いします。

お気を付けください！ 廃プラスチック製品回収について

１０月より開始しております廃プラスチック製品の回収について分かりにくい点があるようなので再度お知らせいたします。

☆黄色の袋の『容器包装プラスチック・ビニール類』については今まで通りごみステーションで回収しております。プラ マークのある容器包装材については黄色の袋に入れてください。

それ以外のプラスチック製品は市民会館裏の駐輪場（毎週木曜日９時～11時）にて回収しています。

問合先　環境下水道課ふるさと美化係
☎（６３）３４１６

ころげよう人権の輪

なくそう 子ども虐待 ～11月は児童虐待防止推進月間～

急激に増え始めた子どもへの虐待。その悲劇にストップをかけるため、児童虐待防止法が施行されたのが平成１２年１１月。この法律で、『身体的虐待』『ネグレクト』『心理的虐待』『性的虐待』の４つを児童虐待とした上で、『何人も、児童に対して、虐待をしてはならない』と、虐待の禁止が明確に打ち出されました。

しかし、その後も子ども虐待に歯止めがかからず、子どもが死傷する事件が後を絶ちません。昨年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待は約４万件。集計を始めた平成２年度の1,100件から毎年増加し、平成１１年度には１万件を突破して以降、わずか８年間で４万件を超えました。しかも、これは『氷山の一角』とみられています。

県内でも、昨年度は１０７件発生し、その中には、乳児に熱湯をかけてやけどを負わせたり、腹部を蹴って死亡させるなど依然として深刻な状況が続いています。

この様な子ども虐待の背景には、子どもを自分の所有物として考えている親の存在や、孤立した子育てによるストレスなどが原因となって起こっていると言われています。家庭という密室で起こる子ども虐待は、他人の目に触れることも少なく、身近な人でも気付かないこともあります。

しかし、虐待ではと思っても『他人の家庭のことだから』と黙っていては、虐待はなくなりません。子ども虐待を防ぐためには、私たち一人ひとりが地域の中でお互いに声を掛け合うなど、子どもや家庭の変化に気を配り、子どもの成長を見守ることが大切です。

◆ご意見等をお寄せください
同和対策課　☎（６３）２１２６